



## 基礎的医薬品の変更調剤



Q

基礎的医薬品の変更調剤は可能でしょうか。なぜ診療報酬上の後発医薬品ではないのに変更調剤が可能なのでしょう。

A

基礎的医薬品であって、それらが基礎的医薬品に指定される以前に変更調剤が認められていたもの（「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等）については、従来と同様に変更調剤を行うことができるとされています。<sup>1)</sup>

なお、「基礎的医薬品」等の対象品目のうち、対象となる以前に「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」の区分であったものの一覧は参考<sup>2)</sup>をご確認願います。



### 〈参考〉

1) 厚生労働省保険局医療課（事務連絡）

平成30年度診療報酬改定に係る疑義解釈資料（平成30年5月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000208562.pdf>

2) 厚生労働省ホームページ

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和5年8月9日適用）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2023/04/tp20230401-01.html>

【後発医薬品と同様に変更調剤が認められる基礎的医薬品等の一覧について】

基礎的リスト(Excel版) [tp2023\\_kiso.xlsx](https://www.mhlw.go.jp/topics/2023/04/tp2023_kiso.xlsx) (live.com)